

雜錄

全國隣保事業並保育事業協議會概況

全國隣保事業並保育事業協議會は、中央社會事業協會主催の下に、去る十一月二十九、三十の兩日に亘り、東京市

ぐれば左の通りである。

麹町區大手町中央會議所に於いて開かれた。

第一日は、午前九時半開會、富田同協會常務理事開會の摺挨をなし、次いで清浦會長及び丹羽社會局長官の摺挨あり、直ちに藤野社會局保護課長を議長として、協議に移つた。

第二日は、午前九時半より前日に引續き協議會續行、午後三時より第一、第二委員會の報告あり、午後三時半富田同協會常務理事の閉會の辭を以つて閉會した。尙會議中、窪田同協會副會長の摺挨があつた。

出席者は、全國に於ける隣保事業、保育事業從事員及び兩事業關係者三六五名に達した。

右協議會に於ける保育事業委員會に於ける決議事項を掲

保育委員會報告

保育事業ノ發達擴充ニ關スル要項

現時保育事業ハ社會ノ一切ナル要求ニ鑑ミ常設又ハ臨時施設ノ著ルシキ增加ヲ見シ、アルモ更ニ全國ノ都市並ニ町村ニ亘リ斯業ノ全般的普及ガ要望サレ居レリ、仍ツテ斯業ノ急速ナル發達完備ヲ期スル爲左ニ保育事業ノ發達擴充ニ關スル要項ヲ掲グ而シテ之ガ實現ニツキ繼續的の攻究ヲ行フ爲中央社會事業協會ニ於テ保育事業ニ關スル繼續委員會ノ設置サレンコトヲ希望ス、右ノ委員會ハ定時ニ開會シテ專門的ノ審議攻究ト資料ノ蒐集ヲ行ヒ報告書ヲ作製スルコト

保育事業ノ發達擴充ニ關スル要項

第一、法令制定經費其ノ他一般事項
一、保育所令ノ制定促進

開拓・關係ニ於テ經營並ニ統制上甚シキ支障アルヲ以テ速ニ保育

令ヲ制定スベシ

保育所令ノ制定ハ豫算關係、教育及社會施設ノ關係社會法令制定ノ順序等ノ爲從來本令ノ實現ニ支障アリタリ。本來保育所ハ主トシテ勤労者ノ乳幼兒ニ對スル社會的保護ノ機能ヲ加味シタルガ一般教育的施設ノ範圍以上ニ社會的機能ノ幼稚園ヲ普及セシムルコトハ現狀ニ於テ困難ナルノミナラズ保育所ハ社會事業ノ體系上重要ノ位置ヲ占ム。故ニ我國ノ實狀トシテハ保育事業ハ乳兒及幼兒ニ對スル社會施設トシテ保健並ニ教育的要求ヲモ尤ダスモノトシ國庫補助保母ノ待遇臨時の保育所等ヲ含ム保育所令ノ制定ヲ最モ適當トス。而シテ斯ル制度ノ確立ガ遲延スルコトハ斯業ノ發達上最大ノ支障ナルヲ以テ當局ニ於テ先づ其ノ方針ヲ確立指示サレンコトヲ希望ス。

二、經費
公營保育事業ニ對シテ國庫補助實現ヲ圖リ私營事業ニ對スル政府ノ助成金及び府縣共ノ他ノ補助金ヲ増額スルコト

三、經營主體並ニ施設範圍

(イ) 常設保育所

從來保育所ハ公私ノ經營ニヨリ主トシテ都市ニ設置サレタル傾アルモ廣々町村ニモ之ガ普及ヲ計ルノ要アルヲ以テ爾今公私營ノ增設ヲ促ガスト共ニ都市ニ於テハ一層多數ノ保育所ヲ設置スルノ必要アリ、保育所ハ畜ニ細民ニ限ラズ一般勤労階級ニ利用セシム

ル必要上其ノ設置區域ハ細民地區ニ限ラズ漸次一般地區ニ普及セシムベシ

(ロ) 臨時保育所

臨時保育所ハ農村ニ限ラズ漁村其ノ町村ニ於テモ土地ノ要求ニ應ジテ之ヲ設置スベシ、經營ハ關係團體ノ協力ニヨル方趣旨宣傳並ニ維持上效果アリ臨時保育所ノ施設ハナル可ク簡易且經濟的ニ實施スルコトヲ努メ補助金ヲ増額シ經營ノ安定ヲ計ル必要アリ

四、趣旨ノ普及

保育事業ノ趣旨ノ普及ヲ圖ル爲印刷物ノ配布、ファイルムノ作製利用ノ必要アリ

五、從事者養成並ニ指導機關
専門ノ保母ノ養成ノ爲ニハ中央地方ニ於テ長期ノ講習會ヲ開催スベク臨時保育所ノ保母タルモノ、爲ニハ處女會其ノ他婦人團體ノ幹部等ニ對シ各地ヲ巡回シテ短期講習ト實習ヲ行フコト、現在ノ保育所ハ事業内容ノ不備ナルモノ多キヲ以テ府縣並ニ大都市ニ於テハ指導員ヲ設置シ施設ノ獎勵ト經營及び保育方法ノ指導訓練ヲナスベキコト

六、全國的連絡機關

全國保育事業ノ連絡機關ヲ中央社會事業協會内ニ設置スルコトアルモ廣々町村ニモ之ガ普及ヲ計ルノ要アルヲ以テ爾今公私營ノ増設ヲ促ガスト共ニ都市ニ於テハ一層多數ノ保育所ヲ設置スルノ必要アリ、保育所ハ畜ニ細民ニ限ラズ一般勤労階級ニ利用セシム

一、事業方針

(イ) 主トシテ勤労階級其ノ他ノ児童ニシテ家庭ノ事情ガ其ノ

書間保育ヲ必要トスルモノヲ收容スルコト

(ロ) 一般保育ノ他ニ保健衛生施設ヲ講ジ家庭トノ連絡ヲ緊密

ニシ育兒經濟智識ノ向上等家庭ノ改善ニ力ヲ用ヒ且離保事

業的機能ヲ發揮セシムル事

二、設備

常設保育所ハナルベク設備ヲ完備スペク特ニ衛生的設備ニ重キヲオクコト

三、受託兒ノ範囲

年齢ハ乳兒及ビ學齡未滿ノ幼兒ヲ收容スルコトヲ原則トシ家庭狀態及ビ兒童健康ヲ考慮スルコト

四、保育要項

(1) 乳兒ノ保育ハ専ラ栄養ト衛生ニ注意シテ其ノ健全ナル發育

ノ助長ニ努ムベキコト

(2) 幼兒保育ハソノ身心發達ノ程度ニ副ハシムベク又常ニ其ノ

保健衛生並ニ心情ノ正シキ發達ニ留意スルコト

(3) 乳幼兒ノ定期的身體檢查ヲ行フコト

(4) 保育時間ハ保護者ノ勞働時間ヲ考慮シテ適當ニ之ヲ定ムル

コト

五、組ノ編制

年齢及ビ身心發育ノ狀況ニヨリ適當ニ編制ヲナスコト

六、保姆一人ノ擔當兒數

乳兒五人以下、幼兒二十五人以下ヲ原則トスル事

保育所ノ設置及ビ廢止ハ地方長官及市町村長ニ届ケ出ヅルコト
地主産業ノ繁忙期ニ於テ乳幼兒ヲ保護シ家庭ノ作業能率ヲ増進

第三、臨時託兒所施設標準

一、事業方針

セジムルハ勿論ナルモ特ニ保健上ノ施設ニ意ヲ用ヒ成ル可ク給食ヲ實行スルコト

二、經營主體

經營主體ハ市町村私人、團體ノ何レヲ問ハザルモ地方ノ事情ニ依リ小學校、婦人團體、宗教團體、產業團體、教化團體其他篤志家ノ施設ヲ獎勵スルコト

三、開設及閉所ノ手續

臨時保育所ヲ設置セントスル者ハ豫メ事業計畫書並ニ豫算書ヲ地方長官及ビ市町村長ニ提出セシメ閉所後ハ遲滞ナク事業成績ヲ報告セシムルコト

四、設置場所

繁忙期ニ於ケル家庭ノ手数ヲ能フ限り省カントスルノ趣旨ニ鑑ミ左記事項ニ注意シテ市町村ニ成ル可ク多ク分散的ニ設置スルヲ理想トス

1. 労作地ノ附近ニシテ幼兒ノ集合ニ便ナルコト

2. 危険ノ虞ナキ場所タルコト

3. 衛生上風紀上弊害ナキ場所タルコト

但シ地方事情ニ依リ適當ナル位置ニ設置ヲ望ミ難キ場合ハ託児ノ送迎ニ特別ノ配慮ヲ爲スコト

五、設備 備

特別ノ建物設備ヲナスヨリモ警口適當ナル小學校同分教場寺院神社教會、公會堂廣場其他適當ノ場所ヲ利用スルヲ可トス
但シ成ル可ク次ノ設備及ビ備品ヲ具ヘ且ツ能フ限り自然物ノ利用ニ努ムル事

1.相當ノ廣サヲ有スル運動場

2.雨天時又ハ事午睡等ノタメノ部屋

3.樂器遊戲具及運動具、恩物、食器、寢具、衛生用器

六、從事員

臨時保育所ニ於テモ從事員ノ選定ハ事業ノ効果ヲ擧グル上ニ至大ノ關係アリ從事者トシテハ主任者ノ外保姆及ビ助手ヲ置キ別ニ

嘱託醫師ヲ置クノ要アリ

主任ハ斯業ニ相當理解有ルモノヲ選ビ保姆ニハ處女會其ノ他婦人團體ノ幹部ニシテ成ル可ク保育上ノ智識ト經驗アル者ヲ充テ且

ツ小學校其ノ他ノ女教員ノ協力ヲ求ムル事

七、受託兒童

一般ニ繁忙ナル家庭ノ乳幼兒ト必要ニ應ジテ低學年兒童ヲモ受託スル可キモ乳兒ノ保育ニ關シテハ特ニ注意スルコト

八、開設ノ回數及期間
地方產業ノ最モ繁忙ナル時期ニ開設スルヲ本旨トスルガ故ニ一律ニ規定シ難ク地方ノ狀況ニ依リ適當ニ定ムベキモノトス

九、保育ニ關スル事項

1.臨時保育所ハ繁忙期中單ニ乳幼兒ヲ受託スルニ止マラズ身心ノ發育ト養護ニ留意スルコト

2.乳兒ニアリテハ特ニ栄養ニ注意シ成ル可ク人工栄養ヲ避ケ適當ナル時間ニ母親ヲシテ來所授乳セシム可シ

3.保育項目ハ幼稚園ニ準ジテ可ナリ

4.保育時間ハ地方ノ狀況ニ依リ之ヲ一律ニ定メ得ザルモ保護者ノ勞務ノ實狀ニ應ジテ適當ニ之ヲ定ム可シ

5.乳幼兒ノ保姆一人宛相當數ハ乳兒ニアリテハ約五人以下幼兒ニアリテハ約二十人以下トスルヲ理想トス

6.開設中健康診斷ヲ勵行スルコト

十、經費

臨時保育所ノ經營ニ對シテハ一般社會ノ經濟的援助ヲ必要トスルト共ニ市町村、府縣國及ビ救援團體ヨリ相當ノ獎勵補助金ヲ交附スル事緊要ナリ

委員長 生江孝之氏
(三十名ノ内出席者)

東京 丸山千代氏
委員 同 同 同
京都 井ノ口英信氏
大阪 藤原淨信氏
同 古田誠一郎氏

筋へ建議スル事
一、地方ノ事情ニ應ジ小學校ノ休暇ヲ利用シテ臨時保育所ヲ開設シ小學校其ノ他ノ女教員ガ援助スル事ヲ獎勵スル様内務文部兩大臣ノ訓令方ヲ其ノ筋へ建議スル事

土川五郎氏還暦祝賀の會

川五郎邸の還暦祝賀のため、氏の知友及び門下生一同によつて、二つの催しが、氏の誕生日十二月四日、帝國教育會館で行はれた。

午後一時から「子供會」。平井英子氏・武岡鶴代氏・外山國彦氏の獨唱、(中山晋平氏)原直氏伴奏)岸邊福雄氏・久留島武彦氏・巖谷小波氏の童話。(これ等一流の藝術家と、土川氏振附遊戯などる可愛い幼稚園児、同じく昭和保姆養成所生徒の出演。(會半ばにして記念品贈呈式あり。つゝいて、土川氏は榎原直氏伴奏)梁田貞氏歌唱で自身振附の「平和なる村」(つまりと殿さま)に妙技を見せられた。入場者千數百人、正に會場にあるれどる盛會であつた。

午後二時から「祝賀饗宴」。土川氏と御家族を招じて、夜も亦、あの大食堂の尙せまきを観える來會者であつた。尙、土川氏にとり本年は、教育に從事せられてから四十一年、幼兒教育に入られてより二十二年、遊戯の研究に志されてから二十年、瑞穂幼稚園を開かれてから十年、保姆養成所を設けられてから五年といふ重ねぐる記念の年にあたると。

神奈川縣兵庫群福愛栄福靜山山秋富鳥和歌山取田山形岡梨木島知井葉馬車